

2024年3月開催予定の当社株主総会の送付資料について

会社法改正により、2023年3月開催の株主総会から全ての上場会社で株主総会資料の電子提供制度（インターネットを用いて株主総会資料を提供する制度）が導入されました。

これに伴い、当社では2024年3月開催予定の株主総会より、株主総会資料のご提供方法を、以下のとおり変更いたします。

これまで（2023年3月開催の株主総会まで）



招集ご通知として事業報告なども一冊にまとめた書面を送付。

変更後（2024年3月開催予定の株主総会から）

▶ **報告書※は原則として『ウェブサイト』でのご提供に変わります**



招集ご通知（日時・場所、議案、ウェブサイトのURL等を記載）は書面で送付いたします。報告書部分はウェブサイトでご確認ください。

※報告書：事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告書など

インターネットのご利用が困難な方など、

従来どおりの招集ご通知の郵送を希望される株主様は、次回株主総会の基準日（2023年12月31日）までに、必要なお手続き（書面交付請求）を完了いただきますようお願いいたします。

なお、お手続き完了までお時間がかかりますので、お早めにお手続きください。

お問い合わせ

- 書面交付請求のお申し込み
- 電子提供制度について

みずほ信託銀行 証券代行部
電子提供制度専用ダイヤル
0120-524-324

受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）